金銭消費貸借契約書

貸主　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と借主　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、以下のとおり金銭消費貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（金銭消費貸借の成立）

甲は乙に対し、平成　　年　　月　　日、金　　　　　　　円を貸し渡し、乙は同日これを借り受け受領した。

第２条（利息）

本契約において利息は、元金に対する年　　　パーセントの割合とする。

第３条（弁済期および弁済の方法）

乙は、甲に対し、元金については、平成　　年　　月末日から平成　　年　　月末日まで毎月末日限り金　　　　　　　円ずつに分割して、利息については、平成　　年

　　月末日から毎月末日限り当月分の利息を下記口座に振り込む方法で支払う。

ただし、振込手数料は乙の負担とする。

記

金融機関　　　　　　　　　　　　銀行

支店名　　　　　　　　　　　　　支店

預金種類　　普通預金

口座番号

名　　義

第４条（期限の利益喪失）

乙は、次の各号の一に該当する場合、甲の催告を要せず当然に期限の利益を失い、直ちに元金および利息の弁済をしなければならない。

⑴　本契約に基づく債務の弁済を怠ったとき

⑵　仮差押え、仮処分、競売、強制執行または滞納処分を受けたとき

⑶　破産手続、民事再生手続、会社更生手続または特別清算手続の申立てを受けたとき

第５条（遅延損害金）

乙は、期限の利益を喪失したときは、その翌日から支払い済みまで、残元金に対する年　　　パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

第６条（専属的合意管轄裁判所）

本契約に関する紛争については、　　　　　地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため本契約書を２通作成し、甲乙各記名押印の上、各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲：所在地

　　会社名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　代表

乙：住　所

　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　印